

平成30年第1回喬木村議会定例会会議録 (第 1 号)

平成30年3月2日（金曜日）

午前9時00分 開議

日 程

1. 開 会

2. 日 程

第1 会議成立宣言

第2 会議録署名議員の指名（8番 後藤章人議員・9番 木下温司議員）

第3 会期の決定

第4 村長あいさつ

第5 諸般の報告

1 議長の報告

2 監査報告

3 議案説明員の出席要請の報告

第6 報告

報告第 1号（専決第15号）損害賠償の額を定めることについて

報告第 2号（専決第 1号）損害賠償の額を定めることについて

報告第 3号（専決第 2号）損害賠償の額を定めることについて

報告第 4号（専決第 3号）損害賠償の額を定めることについて

第7 議案審議

議案第 2号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

議案第 3号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 4号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 5号 喬木村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6号 喬木村保育所運営審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7号 喬木村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8号 喬木村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9号 喬木村指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 議案第10号 喬木村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 議案第11号 喬木村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について
- 議案第12号 喬木村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第13号 喬木村多機能型施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第14号 たかぎコミュニティバス条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第15号 平成29年度防災・安全交付金事業落石対策工事変更請負契約の締結について
- 議案第16号 村道路線の認定について
- 議案第17号 村道路線の廃止について
- 議案第18号 平成29年度喬木村一般会計補正予算（第5号）
- 議案第19号 平成29年度喬木村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第20号 平成29年度喬木村介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第21号 平成29年度喬木村下水道特別会計補正予算（第3号）
- 議案第22号 平成29年度喬木村水道事業会計補正予算（第4号）
- 議案第23号 平成30年度喬木村一般会計予算
- 議案第24号 平成30年度喬木村国民健康保険特別会計予算

議案第 25 号 平成 30 年度喬木村後期高齢者医療特別会計予算

議案第 26 号 平成 30 年度喬木村介護保険特別会計予算

議案第 27 号 平成 30 年度喬木村下水道特別会計予算

議案第 28 号 平成 30 年度喬木村水道事業会計予算

第 8 請願

請願第 1 号 「緊急事態条項」を含む改憲案の国会での発議に反対する意見書
提出に関する請願

請願第 2 号 主要農作物種子法廃止に際し、公共財としての日本の種子を保全
する新たな法整備と積極的な施策を求める意見書提出に関する
請願書

第 9 発議

発議第 1 号 政策提言特別委員会設置に関する決議

発議第 2 号 広報広聴特別委員会設置に関する決議

3. 散 会

応集議員 12名

出席議員 12名
(別表のとおり)

欠席議員 0名
(別表のとおり)

地方自治法第 121 条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名
(別表のとおり)

本会議に職務のため出席した者の職・氏名
(別表のとおり)

1. 開 会

○議長（下岡幸文） おはようございます。本日はご苦労さまでございます。

定刻になりましたので、ただいまから平成30年第1回喬木村議会定例会を開会いたします。

2. 日 程

=== 日程第1 会議成立宣言 ===

○議長（下岡幸文） 日程第1、会議成立宣言。

本日の出席議員は12名であります。

定足数に達していますので、会議が成立していることを宣言いたします。

=== 日程第2 会議録署名議員の指名 ===

○議長（下岡幸文） 日程第2、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第122条の規定により、8番、後藤章人君、9番、木下温司君を指名します。

=== 日程第3 会期の決定 ===

○議長（下岡幸文） 日程第3、会期の決定。

会期につきましては、議会運営委員会を開催しておりますので、委員長より報告を願うこととします。

後藤議会運営委員長。

○議会運営委員長（後藤章人） おはようございます。

2月27日開催いたしました議会運営委員会の協議の結果をご報告申し上げます。

今定例会の会期は、本日から3月20日までの19日間とし、その日程につきましては、お手元に配布してあります日程表によることといたしました。

本日、上程されます議案は、議案一覧表のとおり報告4件、議案27件、請願2件、発議2件です。

その審査につきましては、報告4件、即決議案5件、議員発議2件については、初

日本会議で採決し、最終日採決2件を除く議案及び請願については、委員会付託することといたしました。

受理しました2件の請願は、「緊急事態条項」を含む改憲案の国会での発議に反対する意見書提出に関する請願、主要農作物種子法廃止に際し、公共財としての日本の種子を保全する新たな法整備と積極的な施策を求める意見書提出に関する請願書、この2件は、総務産業建設常任委員会に審議を付託することにいたしました。

次に、3月18日に行われます一般質問の通告締め切りは、3月5日、月曜日、正午といたしましたので、申し合わせ事項を遵守し、質問事項及び要旨をできるだけ明確に記載し、定刻までに通告されますようお願いいたします。

全員協議会は、本日と最終日に予定しております。

3月20日、最終日、人事案件の上程が予定されております。

なお、予算決算委員会を除く常任委員会は夜間開催となります。審議が終了しない場合は、3月16日を予備日として設定していますので、あらかじめご了承ください。

報告は以上でございます。

○議長（下岡幸文） 報告が終わりました。

お諮りいたします。

会期につきましては、ただいまの委員長報告のとおり決するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から3月20日まで19日間に決定いたしました。

=== 日程第4 村長あいさつ ===

○議長（下岡幸文） 日程第4、村長あいさつ。

市瀬村長。

○村長（市瀬直史） おはようございます。

定例会招集にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

本日ここに、平成30年第1回喬木村議会定例会を招集いたしましたところ、全議員の皆さまにご出席をいただき、平成30年度一般会計当初予算ほか重要案件について、ご審議いただきますことに、深く感謝を申し上げますとともに厚く御礼を申し上げます。

この2月は、例年になく寒く、また雪の日が多く、北陸地方では大変な豪雪で被害が発生をしております。おかげさまで、本村はこれといった大きな災害もなく、本日に至っております。

そんな中で、日本、とりわけ長野県の方々は、平昌オリンピックにおける地元選手の大活躍に、寒さも忘れて熱く燃える日々を過ごされたのではないかと推察をいたします。舞台はこれからパラリンピックに移りますが、アイスホッケーにこの飯伊地域から2名の選手が出場されます。オリンピックに負けない熱いエールを送りたいと思っております。

さて、去る1月の村長選挙におきまして、多くの皆さまにご指導、ご支援いただく中で、結果として無投票にはなりましたが、再選をさせていただき、村長として着任をいたしました。

本議会は、私が村長として臨む2期目4年間の最初の議会となりますので、改めて所信の一端を申し上げ、議員各位、村民の皆さまのご理解、ご協力を賜りたいと存じます。

言うまでもなく、行政の最大の使命は、住民の皆さまの幸せな暮らしの実現ということになります。そのために何ができるか、愛する喬木村のために、そして、未来の子どもたちのために何を残してあげられるかを常に念頭に置いて、誠心誠意職務に励んでまいりたいと思っております。

住民、議会、行政が一丸となって、明日の喬木村のために結集できるよう、まずは対話のすそ野を広げ、一步一步着実によりよい社会の構築を目指して歩んでまいります。

さて、未来にわたり持続可能な足腰のしっかりとしたむらづくりを考える上で、克服しなければならない最大の課題は、人口減少、深刻な少子高齢化に対する対策をどう講じていくかにあると考えています。

まず、人口減少化にあっても、自立し輝き続ける喬木村であるために、引き続き、子どもを産み、育てやすい環境の整備に注力し、特に乳幼児期から義務教育終了まで、切れ目のない教育を実践し、子育てなら喬木村で、と言われるような環境をつくっていきたいと思っております。

文科省の実証事業の一環として進めてまいりました、情報通信技術を活用しました教育が、本年度で一区切りを迎えますが、今後は、さらにICTの活用に磨きをかけ、より快適な教育環境構築を目指し、加えて、保育所のあり方、保小中連携の可能性を

探る中で、喬木村の人材育成の羅針盤をしっかりと確立することが、この4年間の大きな目標であると考えております。主体的、対話的で深い学びの実現に向けて、引き続き研究を重ね、喬木村で子育てをすることが誇りに思えるむらづくりを進め、若年人口の流入につなげていきたいと考えております。

もう一つは、高齢化対策になりますが、高齢になっても、お住まいの地域で安心して暮らしが営めるよう、日常生活の足となる交通手段の確保、孤立を防ぐためのコミュニケーションの場の創設等、豊かな生活が保障される仕組みをつくっていかねばならないと考えております。

特に高齢化、人口減少が著しい山間地の振興策は、全国的にも大きな課題であり、明快な答えはいま出すことができませんが、現状のままでは、集落維持すら困難なほど疲弊が進んでしまいます。当該地域の問題だけではなく、全村民で健全な山間部の振興策について議論できる場を設けてまいります。

さらに、迎える高齢化社会にあって、村の拠点施設の集約は、自立のためには必要不可欠な要素であります。特に高齢者世帯が増加する中で、日常の買い物、医療、金融、行政サービス等が、歩いて回ることができる小さな拠点構想は、村の重要施策としているところであります。

併せて、日常生活の足となります公共交通、移送支援事業等交通弱者対策は、不断の見直しを行い、高齢の方々が安心してお住まいの地域で暮らせる対策を講じてまいります。

もう一つの克服しなければならない課題は、リニア・三遠南信道対策であります。

いよいよリニア新幹線につきましては、村内区間の工事が本格化してくるのがこの4年間。皆さまから寄せられております数々の不安や課題に真摯に取り組みまして、解決に向けて全力を尽くしてまいります。

昨年末、関係市町村とJR東海との意見交換会が開催をされまして、12月15日に発生しました県道松川インター大鹿線崩落への対応について、環境対策への対応について、発生土置き場と運搬ルートのだ丁寧な説明と早期確定について、工事状況に即した情報発信について、JR東海の現地体制のさらなる充実について、地域振興への協力について、といった意見がJRに対して寄せられたところであります。

私からは、日照障害の影響を具体的にシミュレーションすることや、現実に即した進捗管理とスケジュールや関連情報の提供、地元業者の活用等地域貢献に関することの3点について、要望させていただいております。

J R 東海からの回答は、まだ具体性に乏しいと思うのが、私の素直な印象ではございますが、前日も意見交換が行われた後、県知事と J R 東海社長とのトップ会談において成果が上がったこともあることから、次回のトップ会談での進展に期待をすることとあります。

代替地登録制度につきましては、ルート上に建物が全部または一部位置する方 19 名を対象に、1 月より登録情報の閲覧を開始をしております。2 月末現在、10 名の方が閲覧に訪れております。閲覧につきましては、物件補償の交渉が本格化するであろう 8 月いっぱいまで実施をいたしまして、マッチングが図られれば、リニア本線の用地交渉と併せまして、交渉、契約を行っていくこととなります。

阿島北地区におきましては、1 月 9 日より用地測量が開始されており、予定では、6 月下旬まで行われ、その後の境界立ち会いについては、今後、日程調整を行うとのこととなっております。

堰下地区に計画しておりますガイドウェイヤードにつきましては、地権者の皆さん、J R 東海と村との土地賃貸借契約の締結が進むとともに、農地転用許可申請の手続きも進められております。

平成 30 年度におきましては、県道との交差点協議を進めるとともに、村道の拡幅計画について協議を進めてまいります。

また、ヤード造成につきましては、基本協定、工事協定を J R 東海と締結し、農地転用許可が下りた後、順次工事に入っていきたいと考えております。

日照、排水、騒音等数々の課題に対しましては、着工前にしっかりと工事主体と協議をいたしまして、不安解消を図っていく必要がありますし、移転対象となる企業、個人の皆さまへは、村として可能な限り移転先の確保をお手伝いさせていただき、そのための条件整備、環境整備を行っていく必要があります。

さらに開通を見据えて、アクセス道等のインフラ整備、交流拠点整備計画等、今からしっかりと準備をしていくことが肝要であり、そのための役場内組織の強化を図っていきたいと考えております。

村にとりましては、リニア中央新幹線長野県駅、中央道座光寺スマートインターに近接し、三遠南信道のインターも村内に設置される好立地を生かしまして、より輝けるむらづくりを目指していくことが、村民の皆さまの期待に応える唯一無二の回答であると思っております。

喬木村は、伊那谷の玄関口として交流の場も確保し、飯伊 14 市町村で構成される

広域連合の枠組みの中で、本村に期待される役割をしっかりと担っていきたいと考えております。

現在、広域連合では、リニア開業に向けて望まれるインフラの整備に関する検討を行っております。その中で、屋内体育施設及びコンベンション施設については、県にも整備に向けての必要な検討を行うよう要望書を提出し、既に報道のとおり、広域連合では具体的な検討を行う前提条件として、候補地の情報提供を求められているところであります。

先月開催されました村議会全員協議会において、概要についてはお話をさせていただきましたが、まだ実施主体、財源等々全く未定の中でありますので、判断は難しいところではありますけれども、検討材料としての候補地の情報提供については、先ほど申し上げました本村の立地条件から考えますと、真摯に検討をし、どうすべきかを、今議会でご判断いただかなければならないというふうに考えております。

さまざまな観点からご検討をいただき、ご意見を伺う中で、喬木村としての対応を決定してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

三遠南信自動車道につきましては、来る3月10日に龍江―飯田上久堅・喬木富田インター間の開通式が開催をされます。

インターの名称につきましては、平成24年度より「富田」という地名を入れていただくよう要望を続けてまいりまして、その成果が結実したということになります。

天龍峡―龍江間も平成31年中には開通の予定であり、いよいよ工事の主体は、飯喬道路第3工区、喬木村村内区間にかかってまいります。今年度も、先ごろ成立をいたしました国の補正予算において、飯喬道路に21億2,000万円の大きな予算が確保されまして、さらに建設促進に向けて拍車がかかってまいります。

懸案の富田バイパスの早期実現等、円滑な工事が行われるための条件整備に、今以上に努めてまいりたいと思っております。

さて、本年度、農協喬木支所跡地に整備を進めてまいりました多機能型施設、通称「みんなの広場アスポ」のセンター棟と多目的広場が1月下旬に完成をいたしました。現在は、周辺の駐車場整備等を行っているところであります。

4月1日には、竣工式とオープンイベントとして、記念講演会、ボランティアの皆さまの活動発表、フットサルチームによるフットサル教室などを計画しており、多くの皆さまに足を運んでいただけるよう、準備を進めているところであります。

この施設は、ボランティア活動の拠点、たかぎスポーツクラブのクラブハウス、介

護予防事業の拠点、災害時のボランティアセンターの拠点といった機能を併せ持つ施設となります。多くの皆さまが気軽に足を運んでいただける交流拠点を目指し、村、社会福祉協議会、たかぎスポーツクラブが一体となって運営をしております。老若男女すべての世代の村民の方々が気軽にご利用いただき、愛される施設となるよう努力しております。

そのほか個別具体的な施策の展開は、第5次総合計画の着実な推進を図ることに尽きるとしておりますが、これからの4年間は、まさに伊那谷にとっては激動のとき、喬木村を取り巻く変革の風を的確に読み取りまして、高速交通網時代を迎える喬木村の新しい地域づくり、行政、議会、住民の皆さまのそれぞれの英知を結集した住民自らの力で作り出す新喬木村実現のために、全身全霊頑張っております。

さて、12月定例会からお取り組みをいただきました夜間・休日議会の試行につきましては、村内外からさまざまな意見が寄せられております。肯定的な意見もあれば、もちろん否定的な意見もございます。

地方議員の担い手不足は、私ども首長も同様であります。全国的に深刻な社会問題であり、本村議会議員の皆さまの英断は、何かを変えなければ現状を変えることはできない、という強い意志の表れであり、大いに評価されるべきものと思っております。

総務省でも、町村議会のあり方に関する研究会において、現行制度に加え、少数の常勤議員で構成する集中専門型議会や通年会期制をとり、夜間・休日開催を基本に、兼業で議員を務めることを想定する多数参画型議会も選択できる制度の新設を検討しているとのことで、本村議会の取り組みは、国をも動かすきっかけになるかもしれません。

今回の議会は、当初予算審議等非常に多くの審議案件を抱えておりますので、より効率的で実のある議論ができる時間の確保について、行政としましても、しっかりと検証してまいりたいと思います。本定例会も大変多くの皆さまの傍聴が予想されますが、よろしく願い申し上げます。

今まで申し上げてまいりました課題克服のためには、過去の慣例、手法、既得権益の保護にとらわれては前には進めないと思っております。過去には例のない新しい時代は、自ら相当の覚悟を持って切り開いていくほかないと思います。

皆さんの英知を結集していただいて、内からは、喬木村で暮らしてよかった、外からは、喬木村に住んでみたい、と思っただけのむらづくりを目指していく覚悟で

あります。変わらぬご指導、ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

それでは、本日提案いたします議案について、ご説明いたします。

報告4件、辺地計画案件1件、条例案件12件、契約案件1件、村道認定・廃止案件2件、平成29年度補正予算一般会計ほか4件、平成30年度当初予算一般会計ほか5件の計31案件でございます。

はじめに、報告案件の概要について申し上げます。

報告第1号から4号までは、いずれも損害賠償の額を定めることについて、専決処分させていただきました案件をご報告するものであります。

第1号、第2号は、公用車に関する損害賠償、第3号は、水道事業に関する損害賠償、第4号は、レンタカーに係る損害賠償で、いずれも相手方の皆さまには多大なご迷惑をおかけしておりまして、お詫びを申し上げる次第であります。

続きまして、議案の概要について申し上げます。

議案第2号は、大島、加々須、氏乗及び上の原辺地に係る公共的施設の総合整備計画の事業内容の一部を変更するものになります。

具体的には、各辺地に除雪機を整備する内容を追加するものになります。

議案第3号は、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正によりまして、非常勤職員の育児休業ができる期間が、最長2歳まで拡大されたことに伴い、関係する規定を整備するものです。

議案第4号は、改正地方教育行政法による新しい教育委員会制度への移行に伴い、教育長職務代理の報酬の額を定めるものになります。

議案第5号は、医療保険制度改革によりまして、国民健康保険の運営主体が村から県へ移行することに伴い、税条例の一部を改正するものです。

議案第6号は、今後の保育所運営を検討する上で、業務が多岐にわたることから、審議会の定数を15人以内に改めるものです。

議案第7号は、医療保険制度改革によりまして、後期高齢者医療保険における住所地特例の適用について、改正を行うものになります。

議案第8号は、第7期介護保険事業計画に伴い、介護保険料基準所得金額の見直し及び介護保険料算定方法等の改正を行うものです。

議案第9号は、居宅介護事業所の指定権限が、県から村へ委譲されることに伴い、関係する規定を整備するものです。

議案第10号は、従来の条例の構成を大幅に見直し、介護保険法等の規定を引用す

ることで、今後の改正を容易にするためのものであります。

議案第11号も同じく、従来の条例の構成を大幅に見直し、介護保険法等の規定を引用することで、今後の改正を容易にするためのものとなっております。

議案第12号は、医療保険制度改革により、国民健康保険の運営主体が村から県に移行することに伴い、国保運営協議会の名称を改めるものです。

議案第13号は、新設されました多機能型施設の名称や位置、使用料等を定めるものになります。

議案第14号は、コミュニティバスの運行区域を下伊那厚生病院まで拡大することに伴い、料金設定の見直しを行うものであります。

議案第15号は、防災・安全交付金事業等落石対策工事について、現場精査による施工面積の増等がありましたので、請負契約の変更をお願いするものであります。

議案第16号及び議案第17号は、村道路線の認定4路線、廃止1路線をお願いするものです。

議案第18号、平成29年度一般会計補正予算（第5号）につきましては、ふるさと納税の歳入増による返礼品等の費用として1,233万2千円、今後事業が本格化するリニア・三遠南信道関連活性化基金への積み立てに2億5,000万円、年明け以降に例年に比べ除雪回数が多かったことから、除雪の委託料に380万円、J-ALERT自動起動機更新工事に259万2千円のほかは、年度末を迎えるにあたっての精査が主な要因となっております。

歳入では、村税が年度末を見込み1,450万円の増額、地方消費税交付金は実績によりまして763万9千円の増、地方交付税は約1億5,898万円の増、ふるさと納税寄付金は2,000万円の増額となっております、予算総額は1億8,979万円増額の37億8,994万4千円となっております。

また、繰越明許費につきましては、総務費の庁内情報機器関連経費1,200万円を、平成30年度に繰り越すこととしております。

議案第19号から議案第22号の各特別会計補正予算につきましては、年度末による精査が主なものでございます。

議案第23号、平成30年度喬木村一般会計予算は、前年度比3億3,000万円、9.6%増の総額37億8,000万円となりました。当初予算規模としては、平成8年度に次ぐ予算額となっておりますが、平成29年度の繰越予算も含めると、実質的な当初予算額は37億9,200万円となります。

平成30年度の予算編成にあたりましては、第5次喬木村総合計画の3年目として、村の将来像「人が輝き 未来につながる 美し郷 喬木」の実現に向けて、その具体的手段となる実施計画、また総合戦略に掲げた事業を基に議論を重ね、「総合計画を着実に推進する予算」、「変革の風を読み取り、新たな時代を切り開いていく足がかりとするための予算」として、予算編成を行っております。

重点的には、「リニア・三遠南信道関連事業」、「切れ目のない子育て支援及び人材育成」、「高齢者が安心して暮らせるむらづくり」に取り組むこととしております。

まず、歳入の面では、村民税につきましては、個人分については、今年度並みを、法人分では、経済の緩やかな回復基調がわずかながら見られることから、わずかながら増額を見込み、計上をしております。

また、地方消費税につきましては、税制改正による清算基準の見直しに基づき、増額を見込んでおります。

しかしながら、固定資産税は、評価替えにより大きく減収する見込みであり、地方交付税につきましても、地財計画で示されているとおりに減少する見込みであることから、財源不足については、財政調整基金の繰り入れにより対応しており、引き続き厳しい財政構造となっております。

また、堰下地区で予定しておりますリニアガイドウェイ事業開発の財源といたしまして、事業実施主体でありますJR東海からの受託事業収入と、従来より積み立ててまいりましたリニア・三遠南信道関連活性化基金を初めて取り崩すことで、滞りのない事業実施に努めてまいりたいと考えております。

歳出の面では、総合計画の6つの基本目標に沿った予算編成を行っておりますが、来年度予算では、前出の3つの項目について重点的に取り組むこととしております。

1つ目は、「リニア・三遠南信道関連事業」になります。

冒頭申し上げましたとおり、リニア中央新幹線・三遠南信自動車道とも、村内区間の工事が本格化してまいります。

リニア関係では、堰下地区に設置されるガイドウェイヤード事業地において、関係の用地費及び工事費について予算化をしております。

関連事業を確実に進めるとともに、移転対象となる住民の皆さま、企業の皆さまの不安解消、課題解決を図るために、引き続きリニア中央新幹線対策委員会を随時開催して、情報共有と各課題の協議を行ってまいります。

三遠南信自動車道につきましては、工事の進捗に合わせまして、国・県・地元の皆

さまとも綿密に連携して、確実な推進を図っていきたいと考えております。

2つ目としましては、「切れ目のない子育て支援及び人材育成」になります。

今年度まで3年にわたり取り組んでまいりました文科省の実証事業は一区切りを迎えますが、成果は期待以上で、学力の向上はもちろん、物怖じせずしっかりと自分の考えを発表できる子どもに育ってきたと実感をしております。

本年度も引き続きICT教育を推進することで、子どもの教育に関する不安を解消し、現在、喬木村にお住まいの方はもとより、都市部の子育て世代の移住先としても選ばれる地域を目指してまいります。

また、出産祝い金や保育料の軽減、高校生までの医療費支援など従来からの手厚い子育て支援に加えまして、乳幼児健診に関わる新たな助成や、中学校の修学旅行に対する補助など、子どもを産み、育てやすい環境の整備に注力し、乳幼児期から義務教育終了まで、切れ目のない子育て環境の整備を進めてまいります。

3つ目としましては、「高齢者が安心して暮らせるむらづくり」になります。

日常生活の足となる交通手段の確保として、コミュニティバスによる下伊那厚生病院線の実証事業の実施、タクシー券等移送支援事業の全面見直しを行うことで、買い物や通院、社会参加への支援をいたします。

併せまして、4月竣工予定の多機能型施設内に設置をいたしますボランティアセンターに対する補助の拡充、地域に貸し出すための小型除雪機の整備等を行い、共助の仕組みを整えることで、高齢になってもお住まいの地域で安心して暮らしが営めるよう、支援を行ってまいります。

議案第24号から28号は、4特別会計と水道事業会計の当初予算となります。

水道事業会計を除いた特別会計の総額は、前年比1億7,900万円減の総額1億7,400万円となりました。

国保特別会計は、運営主体が長野県となることに加え、被保険者数及び療養給付費の減少に伴い、前年比2億3,000万円減の5億5,000万円となります。

県より平成30年度の医療費や所得水準に応じた負担を求められるため、引き続き健全な財政運営に努めてまいります。

後期高齢者医療特別会計は、前年比800万円増の7,800万円。

介護保険特別会計は、平成30年度より第7期計画がスタートをいたしますが、介護サービス給付費の増加及び生活支援事業の体制整備事業によりまして、前年比3,400万円増の8億300万円となっております。

下水道特別会計は、堰下浄化センターの長寿命化工事及び富田浄化センターの長寿命化に取りかかることから、前年比900万円増の3億4,300万円となっております。

公営企業会計2年目となります水道事業会計は、富田バイパスに関連する受託工事費の増、安定した経営を行うための経営戦略の策定等により、前年比555万3千円増の2億4,163万9千円となっております。

以上が、本定例会において審議をお願いする議案となりますが、慎重審議の上、最終日には全議案ご承認いただけますようお願い申し上げます。

なお、最終日には、空席となっております教育長の人事案件と、リニア・三遠南信の事業が本格化する見込みであることから、組織の見直しを予定しており、関連する条例の追加を予定しております。こちらも併せてよろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、私からの3月定例会招集のごあいさつとさせていただきます。

○議長（下岡幸文） 村長あいさつを終わります。

=== 日程第5 諸般の報告 ===

○議長（下岡幸文） 日程第5、諸般の報告。

◇1 議長の報告

○議長（下岡幸文） はじめに、議長の報告をいたします。

議案等の受理であります。本定例会に提出されました案件は、お手元に配布の議事日程のとおりであります。

◇2 監査報告

○議長（下岡幸文） 続いて、監査報告。

地方自治法第235条の2の第3項の規定に基づき、平成29年9月から平成30年2月までの間に実施した監査・検査の報告を求めます。

市瀬代表監査委員。

○代表監査委員（市瀬晴康） それでは、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づきまして、昨年9月の議会報告以降に実施した検査・監査の結果につきまして、概略ご報告いたします。

9月は、産業振興課と建設課の事務事業の執行状況を、提出された資料により説明

を受け、確認いたしました。

10月は、教育委員会から、平成29年度の村のICT活用教育の取り組みや保育園の現状と課題等について、提出資料により説明を受け、確認いたしました。

11月は、保健福祉課の事務事業執行状況を、提出資料により説明報告を受け、確認いたしました。

12月は、高速交通対策課の事業執行状況につきまして、リニア中央新幹線の進捗状況、三遠南信自動車道関係について、提出資料により確認いたしました。

また、会計管理者から、取引先金融機関別決算状況について、説明を受け、確認いたしました。

1月は、企画財政課から提出された平成29年度の村発注工事請負契約の状況を、一覧表により確認し、うち抽出した13件につきまして、契約事務関係書類を確認いたしました。

2月は、村発注工事等の執行状況の確認のため、平成29年度喬木村多機能型施設建設工事、村単道路維持工事（村道1号線）など抽出した4件につきまして、現場監査いたしました。

また、教育委員会事務局の現金事務取扱者における現金照合、保管状況の検査を実施しましたが、適正に事務処理保管されていることを確認いたしました。

次に、改善、見直ししていただく事項であります。9月以降6回の例月出納検査と定期監査の中では、行財政の管理運営が順調に行われており、大きな瑕疵・誤謬はないものと認めました。

以上、監査報告といたします。

○議長（下岡幸文） 報告が終わりました。

ここで、議会選出監査委員より補足説明を求めます。

昼神監査委員。

○監査委員（昼神二三男） ただいまの代表監査委員の報告以外の補足説明はございません。

以上です。

○議長（下岡幸文） 監査報告が終わりました。

ただいまの監査報告に対しまして、質疑はございませんか。

（発言者なし）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようでありますので、以上で監査報告を終わります。

◇3 議案説明員の出席要請の報告

○議長（下岡幸文） 次に、本定例会における議案説明員の出席要請ではありますが、地方自治法第121条の規定により、市瀬村長ほか関係課長等の出席を要請しております。

=== 日程第6 報告 ===

○議長（下岡幸文） 日程第6、報告。

◇ 報告第1号（専決第15号）損害賠償の額を定めることについて

○議長（下岡幸文） 報告第1号、（専決第15号）損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

それでは、朗読を省略し、直ちに専決処分について説明を求めます。

村澤総務課長。

○総務課長（村澤明彦）（議案を朗読・説明）

○議長（下岡幸文） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいまの報告のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、報告第1号については、承認することに決定いたしました。

◇ 報告第2号（専決第1号）損害賠償の額を定めることについて

○議長（下岡幸文） 続いて、報告第2号、（専決第1号）損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

それでは、朗読を省略し、直ちに専決処分について説明を求めます。

村澤総務課長。

○総務課長（村澤明彦）（議案を朗読・説明）

○議長（下岡幸文）説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文）質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文）討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいまの報告のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文）異議なしと認めます。

よって、報告第2号については、承認することに決定いたしました。

◇ 報告第3号（専決第2号）損害賠償の額を定めることについて

○議長（下岡幸文）続いて、報告第3号、（専決第2号）損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

それでは、朗読を省略し、直ちに専決処分について説明を求めます。

福澤建設課長。

○建設課長（福澤博之）（議案を朗読・説明）

○議長（下岡幸文）説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文）質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文）討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいまの報告のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 異議なしと認めます。

よって、報告第3号については、承認することに決定いたしました。

◇ 報告第4号 (専決第3号) 損害賠償の額を定めることについて

○議長(下岡幸文) 続いて、報告第4号、(専決第3号) 損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

それでは、朗読を省略し、直ちに専決処分について説明を求めます。

村澤総務課長。

○総務課長(村澤明彦) (議案を朗読・説明)

○議長(下岡幸文) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

後藤議員。

○5番(後藤澄壽) 何件か事故の賠償のあれがありました、ちょっと感じとしても多すぎるような気がいたします。これは、私ども議員も気をつけなければいけないんですけども、これを見ますと、どうも不可抗力というよりも、不注意の面があるように感じられますので、この件に関しては、やはり村の側、それから議員も含めまして、こういった形で村民の貴重な予算が消費されることのないように、気をつけていきたいかなと思います。

以上です。

○議長(下岡幸文) 要望ということで、よろしいですか。

○5番(後藤澄壽) はい、要望です。

○議長(下岡幸文) ほかにございませんか。

(発言者なし)

○議長(下岡幸文) それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいまの報告のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 異議なしと認めます。

よって、報告第4号については、承認することに決定いたしました。

=== 日程第7 議案審議 ===

○議長(下岡幸文) 日程第7、議案審議。

◇ 議案第2号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

○議長(下岡幸文) 議案第2号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題といたします。

朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

林企画財政課長。

○企画財政課長(林 浩樹) (議案を朗読・説明)

○議長(下岡幸文) 説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案件は、議会運営委員長報告のとおり、総務産業建設常任委員会に付託することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇ 議案第3号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(下岡幸文) 続いて、議案第3号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

村澤総務課長。

○総務課長（村澤明彦） （議案を朗読・説明）

○議長（下岡幸文） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） お諮りいたします。

本案件は、議会運営委員長報告のとおり、本会議最終日に再度質疑を行い、採決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、本会議最終日に再度質疑、採決することに決定いたしました。

◇ 議案第4号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（下岡幸文） 議案第4号、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議案第4号の案件は、会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号の案件は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

林田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（林田 諭） （議案を朗読・説明）

○議長（下岡幸文） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。
討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 討論なしと認め、これより採決に入ります。
お諮りいたします。

議案第4号については、原案のとおり決するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号については、可決いたしました。

◇ 議案第5号 喬木村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（下岡幸文） 続いて、議案第5号、喬木村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

○住民窓口課長（城田秋弘） （議案を朗読・説明）

○議長（下岡幸文） 城田住民窓口課長による説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） お諮りいたします。

本案件は、議会運営委員長報告のとおり、本会議最終日に再度質疑を行い、採決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、本会議最終日に再度質疑を行い、採決することに決定いたしました。

◇ 議案第6号 喬木村保育所運営審議会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（下岡幸文） 続いて、議案第6号、喬木村保育所運営審議会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

林田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（林田 諭） （議案を朗読・説明）

○議長（下岡幸文） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようでありますので、ここでお諮りいたします。

本案件は、議会運営委員長報告のとおり、社会文教常任委員会に付託することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、社会文教常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇ 議案第7号 喬木村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（下岡幸文） 続いて、議案第7号、喬木村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

飯ヶ濱保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯ヶ濱教子） （議案を朗読・説明）

○議長（下岡幸文） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようでありますので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案件は、議会運営委員長報告のとおり、社会文教常任委員会に付託することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、社会文教常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇ 議案第 8 号 喬木村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（下岡幸文） 議案第 8 号、喬木村介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

飯ヶ濱保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯ヶ濱教子） （議案を朗読・説明）

○議長（下岡幸文） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） ないようでありますので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案件は、議会運営委員長報告のとおり、社会文教常任委員会に付託することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、議案第 8 号は、社会文教常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇ 議案第 9 号 喬木村指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

○議長（下岡幸文） 議案第 9 号、喬木村指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてを議題といたします。

朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

飯ヶ濱保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯ヶ濱教子） （議案を朗読・説明）

○議長（下岡幸文） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようでありますので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

本案件は、議会運営委員長報告のとおり、社会文教常任委員会に付託することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は、社会文教常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇ 議案第10号 喬木村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

○議長(下岡幸文) 議案第10号、喬木村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてを議題といたします。

朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

飯ヶ濱保健福祉課長。

○保健福祉課長(飯ヶ濱教子) (議案を朗読・説明)

○議長(下岡幸文) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 質疑がないようでありますので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

本案件は、議会運営委員長報告のとおり、社会文教常任委員会に付託することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は、社会文教常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇ 議案第11号 喬木村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について

○議長(下岡幸文) 議案第11号、喬木村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定についてを議題といたします。

朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

飯ヶ濱保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯ヶ濱教子）（議案を朗読・説明）

○議長（下岡幸文）説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文）質疑がないようでありますので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

本案件は、議会運営委員長報告のとおり、社会文教常任委員会に付託することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文）異議なしと認めます。

よって、議案第11号は、社会文教常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇ 議案第12号 喬木村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（下岡幸文）議案第12号、喬木村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議案第12号の案件は、会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文）異議なしと認めます。

よって、議案第12号の案件は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

飯ヶ濱保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯ヶ濱教子）（議案を朗読・説明）

○議長（下岡幸文）説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。
討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第12号については、原案のとおり可とするに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号については、可決いたしました。

◇ 議案第13号 喬木村多機能型施設の設置及び管理に関する条例の制定について

○議長（下岡幸文） 議案第13号、喬木村多機能型施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

林田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（林田 諭） （議案を朗読・説明）

○議長（下岡幸文） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようでありますので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案件は、議会運営委員長報告のとおり、社会文教常任委員会に付託することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は、社会文教常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇ 議案第14号 たかぎコミュニティバス条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（下岡幸文） 議案第14号、たかぎコミュニティバス条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

林企画財政課長。

○企画財政課長（林 浩樹） （議案を朗読・説明）

○議長（下岡幸文） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようでありますので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案件は、議会運営委員長報告のとおり、総務産業建設常任委員会に付託することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇ 議案第15号 平成29年度防災・安全交付金事業落石対策工事変更請負契約の締結について

○議長（下岡幸文） 議案第15号、平成29年度防災・安全交付金事業落石対策工事変更請負契約の締結についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議案第15号の案件は、会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号の案件は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

福澤建設課長。

○建設課長（福澤博之） （議案を朗読・説明）

○議長（下岡幸文） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第15号については、原案のとおり可と決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 異議なしと認めます。

よって、議案第15号については、可決いたしました。

◇ 議案第16号 村道路線の認定について

○議長(下岡幸文) 議案第16号、村道路線の認定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議案第16号の案件は、会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 異議なしと認めます。

よって、議案第16号の案件は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

福澤建設課長。

○建設課長(福澤博之) (議案を朗読・説明)

○議長(下岡幸文) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第16号について、原案のとおり可と決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 異議なしと認めます。

よって、議案第16号については、可決いたしました。

◇ 議案第17号 村道路線の廃止について

○議長(下岡幸文) 議案第17号、村道路線の廃止についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議案第17号の案件は、会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 異議なしと認めます。

よって、議案第17号の案件は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

福澤建設課長。

○建設課長(福澤博之) (議案を朗読・説明)

○議長(下岡幸文) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第17号については、原案のとおり可と決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 異議なしと認めます。

よって、議案第17号については、可決いたしました。

お諮りいたします。

ここで暫時休憩いたします。

再開は午前10時45分いたします。

休 憩 午前10時30分

再 開 午前10時45分

(議長交代)

○副議長(小池 豊) 時間が来ましたので、休憩を閉じて議事を再開いたします。

なお、下岡議長より欠席届が出ております。

私が議事を進行いたします。よろしくお願いいたします。

◇ 議案第18号 平成29年度喬木村一般会計補正予算(第5号)

◇ 議案第19号 平成29年度喬木村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

◇ 議案第20号 平成29年度喬木村介護保険特別会計補正予算(第3号)

◇ 議案第21号 平成29年度喬木村下水道特別会計補正予算(第3号)

◇ 議案第22号 平成29年度喬木村水道事業会計補正予算(第4号)

○副議長(小池 豊) それでは、議案第18号から入りますけれども、議案第18号、平成29年度喬木村一般会計補正予算(第5号)、議案第19号、平成29年度喬木村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)、議案第20号、平成29年度喬木村介護保険特別会計補正予算(第3号)、議案第21号、平成29年度喬木村下水道特別会計補正予算(第3号)、議案第22号、平成29年度喬木村水道事業会計補正予算(第4号)、以上5件を一括議題といたします。

朗読を省略し、順次説明を求めます。

はじめに、議案第18号、平成29年度喬木村一般会計補正予算(第5号)の説明を求めます。

林企画財政課長。

○企画財政課長(林 浩樹) (議案を朗読・説明)

○副議長(小池 豊) 続きまして、議案第19号、第20号の説明を求めます。

飯ヶ浜保健福祉課長。

○保健福祉課長(飯ヶ浜教子) (議案を朗読・説明)

○副議長(小池 豊) 続きまして、議案第21号、第22号の説明を求めます。

福澤建設課長。

○建設課長（福澤博之）（議案を朗読・説明）

○副議長（小池 豊） 以上で説明が終わりました。

ここでお諮りをいたします。

ただいま議案 18 号から 22 号までにつきましては、議会運営委員長報告のとおり、予算決算委員会に付託することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○副議長（小池 豊） 異議なしと認めます。

よって、議案 18 号から 22 号は、予算決算委員会に付託することに決定いたしました。

◇ 議案第 23 号 平成 30 年度喬木村一般会計予算

◇ 議案第 24 号 平成 30 年度喬木村国民健康保険特別会計予算

◇ 議案第 25 号 平成 30 年度喬木村後期高齢者医療特別会計予算

◇ 議案第 26 号 平成 30 年度喬木村介護保険特別会計予算

◇ 議案第 27 号 平成 30 年度喬木村下水道特別会計予算

◇ 議案第 28 号 平成 30 年度喬木村水道事業会計予算

○副議長（小池 豊） 続きまして、議案第 23 号、平成 30 年度喬木村一般会計予算、議案第 24 号、平成 30 年度喬木村国民健康保険特別会計予算、議案第 25 号、平成 30 年度喬木村後期高齢者医療特別会計予算、議案第 26 号、平成 30 年度喬木村介護保険特別会計予算、議案第 27 号、平成 30 年度喬木村下水道特別会計予算、議案第 28 号、平成 30 年度喬木村水道事業会計予算、以上 6 件を一括議題といたします。

朗読を省略し、順次説明を求めます。

はじめに、議案第 23 号、平成 30 年度喬木村一般会計予算について、説明を求めます。

林企画財政課長。

○企画財政課長（林 浩樹）（議案を朗読・説明）

○副議長（小池 豊） 続きまして、議案第 24 号から第 26 号までの説明を求めます。

飯ヶ浜保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯ヶ浜教子）（議案を朗読・説明）

○副議長（小池 豊） 続きまして、議案第 27 号、第 28 号までの説明を求めます。

福澤建設課長。

○建設課長（福澤博之） （議案を朗読・説明）

○副議長（小池 豊） 以上で説明が終わりました。

ここでお諮りいたします。

議案２３号から２８号までは、議会運営委員長報告のとおり、予算決算委員会に付託することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○副議長（小池 豊） 異議なしと認めます。

よって、議案２３号から２８号は、予算決算委員会に付託することに決定いたしました。

=== 日程第８ 請 願 ===

○副議長（小池 豊） 続きまして、日程第８、請願。

◇ 請願第１号 「緊急事態条項」を含む改憲案の国会での発議に反対する意見書提出に関する請願

○副議長（小池 豊） 請願第１号、「緊急事態条項」を含む改憲案の国会での発議に反対する意見書提出に関する請願について、議題といたします。

ここで、事務局から説明を求めます。

鞍馬議会事務局長。

○議会事務局長（鞍馬 淳） それでは、提出されております請願書を、朗読をもちまして説明とさせていただきます。

（請願書 朗読）

○副議長（小池 豊） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。ありませんか。

（発言者なし）

○副議長（小池 豊） 質疑がありません。

ここでお諮りいたします。

本案件は、議会運営委員長報告のとおり、総務産業建設常任委員会に付託することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○副議長(小池 豊) 異議なしと認めます。

よって、請願第1号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇ 請願第2号 主要農作物種子法廃止に際し、公共財としての日本の種子を保全する新たな法整備と積極的な施策を求める意見書提出に関する請願書

○副議長(小池 豊) 続きまして、請願第2号、主要農作物種子法廃止に際し、公共財としての日本の種子を保全する新たな法整備と積極的な施策を求める意見書提出に関する請願書についてを議題といたします。

ここで、事務局から説明を求めます。

鞍馬議会事務局長。

○議会事務局長(鞍馬 淳) それでは、請願第2号の説明を行います。

同じく朗読によりまして、説明と代えさせていただきます。

(請願書 朗読)

○副議長(小池 豊) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。ありませんか。

(発言者なし)

○副議長(小池 豊) 質疑がないようであります。

ここでお諮りいたします。

本案件は、議会運営委員長報告のとおり、総務産業建設常任委員会に付託することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○副議長(小池 豊) 異議なしと認めます。

よって、請願第2号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

=== 日程第9 発 議 ===

○副議長(小池 豊) 日程第9、発議。

◇ 発議第 1 号 政策提言特別委員会設置に関する決議

○副議長（小池 豊） 発議第 1 号、政策提言特別委員会設置に関する決議を議題といたします。

提出者代表より説明願います。

後藤章人君。

○ 8 番（後藤章人） 発議第 1 号、政策提言特別委員会設置に関する決議。

上記の議案を喬木村会議規則第 1 3 条第 1 項の規定により提出します。

平成 3 0 年 3 月 2 日提出。

喬木村議会議長、下岡幸文殿。

賛成議員は、私のほかに木下、小池両議員でございます。

提案理由としまして、高速交通網時代到来に際し、直面するさまざまな課題について調査・研究・協議を行い、村及び関係機関に政策提言する専門的な組織を設置するため。

次のページをごらんください。

次のとおり、政策提言特別委員会を設置する。

委員会名称、政策提言特別委員会。

2、委員、議員全員。（ただし、正副議長を除く。）

3、目的、将来の高速交通網時代到来に際し、直面するさまざまな課題について調査・研究・協議を行い、村及び関係機関へ提言を行い、住民福祉の向上を図るため。

これは、先ほどの提案理由と同じでございます。

4、設置期間、政策提言特別委員会の任期は、議会の閉会中でも調査ができるものとし、議会が本件終了を議決するまで継続して調査・研究を行うものとする。

平成 3 0 年 3 月 2 日。喬木村議会議長、下岡幸文。

その次のページに、政策提言特別委員会設置要綱が参考資料として載っておりますので、お目通しを、目を通していただきたいと思います。

以上です。

○副議長（小池 豊） 説明が終わりました。

ここでお諮りいたします。

発議第 1 号は、会議規則第 3 8 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○副議長（小池 豊） 異議なしということで、これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○副議長（小池 豊） 質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

（発言者なし）

○副議長（小池 豊） なしということで、討論なしを認め、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

発議第1号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○副議長（小池 豊） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号は、原案のとおり可と決しました。

◇ 発議第2号 広報広聴特別委員会設置に関する決議

○副議長（小池 豊） 続きまして、発議第2号、広報広聴特別委員会設置に関する決議を議題といたします。

提出者代表より説明願います。

後藤章人君。

○8番（後藤章人） それでは、広報広聴特別委員会設置に関する決議を説明いたします。

上記の議案を喬木村会議規則第13条第1項の規定により提出します。

平成30年3月2日提出。

喬木村議会議長、下岡幸文殿。

賛成議員は、私のほかに木下、小池両議員でございます。

提案理由としまして、開かれた議会のための情報発信を行い、村政全般にわたり議員と村民が意見交換する場を設け、村政に関する情報を村民に広く周知するため。

次のページをごらんください。

次のとおり、広報広聴特別委員会を設置する。

1、委員会名称、広報広聴特別委員会。

2、委員、広報委員会の委員は、5名とし、議長が選任する。広聴委員会の委員は、議長及び広報委員会5名を除く6名とする。

3、目的、目的は提案理由と同じでございますが、開かれた議会のための情報発信

を行い、村政全般にわたり議員と村民が意見を交換する場を設け、村政に関する情報を村民に広く周知するため。

4、設置期間、広報広聴特別委員会の任期は、議会の閉会中でも調査研究ができるものとし、議会が本件終了を議決するまで継続して調査・研究を行うものとする。

平成30年3月2日。喬木村議会議長、下岡幸文。

その次のページに、先ほどと同じように、参考資料としまして広報広聴特別委員会設置要綱が載っておりますので、ごらんいただきたいと思います。

以上です。

○副議長（小池 豊） 説明が終わりました。

発議第2号は、会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○副議長（小池 豊） 異議なしと認めます。

よって、発議第2号の案件は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

続いて、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○副議長（小池 豊） 質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○副議長（小池 豊） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

すいません。

質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○副議長（小池 豊） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

発議第2号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○副議長（小池 豊） 異議なしと認めます。

よって、発議第2号は、原案のとおり可と決しました。

3. 散 会

○副議長（小池 豊） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日の会議は、これにて散会といたします。

大変ご苦勞さまでした。

散 会 午前11時39分